

授業「ロシアのウクライナ侵攻と国際人道法」

地歴公民科 熊田 亘

1 「ロシアのウクライナ侵攻」の授業をつくる

2022年4月の「政経」でロシアのウクライナ侵攻に関する授業を行った。

「現在進行形」のできごとではあるし、何が起きているのか分からないことだらけだし（ウクライナ・ロシア双方の宣伝－情報戦が事実を発見しづらくしているし）、もう少し時間を経てから授業にするという方策もあったのだろう。そもそも私は授業であまり時事問題を扱っていない。

ただ、今回のウクライナ侵攻^{*1}は9.11同時多発テロと同様にその後の国際社会に大きな（悪）影響を与えるだろうと思ったこと、こういう授業にはタイミングというものも重要だと思ったことから、教材研究不足は百も承知で授業に踏み切った。

ウクライナ侵攻の生々しい情報は、新聞やTVやネットで大量に流れているので、授業では、そういう情報からは一步退いて、それらの情報を読み解く「目」（の一つ）としての国際法を提示したいと考えた。

提示する国際法のうち、国連憲章は、以前から、日本国憲法第9条について授業をする際に、国際社会のスタンダードとしてとり上げていたので、それを「使いまわし」した。一方、国際人道法については、同年3月初めから勉強を始めた^{*2}。

また、ロシアのウクライナ侵攻が激しくなるにつれて、メディアからは「ロシア側の主張」が消えていく印象があったので、そこはあえてとり上げたいというようなことも考えた。

*1 ある生徒が「授業ノート」にこう書いてきた。

「今日の記録ノートを通して、言葉遣いが難しいなと感じました。『ウクライナ侵攻』で統一しましたが、その他の言い回しもあるのでそこはどうか。また大統領をつけるのかつけないのか。使う名称を選ぶことに私見が入ってしまう気がして、主観的な記録ノートになってしまった、と思いました。」

言語によるイメージ操作に気づいている！素晴らしい！と思う。と同時に、自分も授業での言葉の選択に注意しなければと思った。

本稿では、この生徒に敬意を表して「ウクライナ侵攻」を用いることにする。

*2 国際法に関する教科書や啓蒙書は以前から細々と読んでいたが、国際人道法に関する記述はわずかであり、国際人道法についてはこの3月までほぼ無知であった。社会科教員40年やっていて、このザマかと思う。

その結果、下記のような3コマ構成で授業を行うことになった。

- 1 時間目：ロシアのウクライナ侵攻の何が問題なのか 国際法の視点から 1
- 2 時間目：ロシアのウクライナ侵攻の何が問題なのか 国際法の視点から 2
- 3 時間目：プーチン（ロシア）は何を考えているのか？

授業はもっぱらスライドを用いて行った^{*1}。授業内容を構成するのに手一杯だったから、授業方法を工夫する暇がなく、ほぼ講義となった。

唯一、授業方法的に工夫したのは、ウクライナ国旗を始め、旗をたくさん用意して授業で見せたことである。

2 1時間目と3時間目の概要

1 時間目には、ロシアのウクライナ侵攻を、国連憲章の武力不行使原則と照らし合わせ、

- ① ロシアの今回の行動は、国連憲章2条4項に違反する疑いが強いこと^{*2}
 - ② だが、常任理事国であるロシアの拒否権に阻まれ安保理決議を出すことができないため、(国連総会決議はされたものの) 国連は紛争解決のために十分な機能を果たせないこと
- を示した。

3 時間目には、「ロシアの主張に共感・賛同する必要はないけれど、今後の対応を考えるためにも、それを理解する必要があるだろう」というスタンスで

- ① NATO（やEU）の東方拡大と、ロシアの「戦略縦深」の喪失
- ② 旧ソ連の一部としてのウクライナ
- ③ ロシアにとっての「国境」と「勢力圏」の概念（小泉悠の所説に拠る）
- ④ ロシアにとっての「戦争」概念の広がり（小泉悠の所説に拠る）
- ⑤ （ロシアの）国内政治との関わり

*1 授業後にそれを生徒に配信した。事前にスライドを配信して、そこにメモを取ってもらった方がよかったのかもしれないが、スライドの中にクイズ形式のものがあつたりしたため、配信を後にした。

*2 ロシアは、今回、侵攻直前にドンバス地域の「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の「独立承認」を行い「友好相互援助条約」を締結した。要するに「ウクライナによるこれらの国への『侵略』への集団的自衛権の行使」という体裁を整えたかったのであろう。

また、ウクライナ侵攻に際してプーチン・ロシア大統領が「口実」^{*1}とした「ウクライナの非ナチ化のため」という主張に関わって

⑥ アゾフ連隊（大隊）（ウクライナの極右・ネオナチ）について

⑦ ナチス・ドイツのシンボルとネオナチのシンボル

の話をした。

アゾフ連隊（大隊）が、少なくとも過去に極右・ネオナチの思想を信奉するメンバーを多く抱えていた点をどう話すかは最後まで迷ったのだが、結局下記のようにスライドでまとめた^{*2}。

アゾフ（連隊／大隊）について

- ・ウクライナ・マリウポリを拠点とする準軍事組織
- ・2014年のドンバス地域（ウクライナ東南部）の親ロシア派との紛争で名を挙げる
- ・現在はウクライナ内務省管轄の国家親衛隊に所属している
- ・かつて極右・ネオナチの思想を持つ団体として西欧諸国からも警戒されていた
- ・現在の思想的立場は不明
- ・国民の極右・ネオナチへの支持は高くない

さらに、ウクライナで2014年に起きた政変で、極右勢力が、いわば「革命の先兵」となったいきさつについては『ウクライナを知るための65章』の「ユーロマイダン革命」の項を資料として配布した。

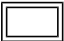

実は、授業づくりをしている間、公安調査庁ウェブサイトの、アゾフ連隊への言及を利用しようかと思っていたのだが、なんと4月8日、同ウェブサイトに「『国際テロリズム要覧2021』中の『アゾフ大隊』に関する記載の削除について」という記事が出た。

思うに、たとえ海外の情報の紹介という形だとしても「日本政府の機関である公安調査庁が『アゾフ大隊』をネオナチ組織と認めた」と受け止められるような叙述があることは問題だとして、慌てて「火消し」に走ったのではないか。

せっかくなので、この公安調査庁の文章も紹介して、こういう紛争の際の情報の扱いの難しさについて話した。

こういう動きがあるから時事問題を扱うのはややこしいが面白い。

*1 「ウクライナ政府によるロシア系住民への『ジェノサイド』を防ぐ」という、侵攻に関するプーチンのもうひとつの口実についても、21世紀に入って国際社会で認められるようになった「保護する責任（R2P）」論をプーチンがいわば逆手に取ろうとしているというように説明しようかとも考えたのだが、授業時間の関係もあり削った。

*2 以下、スライドの内容は  で囲み、ハンドアウトの内容は  で囲んだ。

3 2時間目のスライドと講義内容

2時間目の授業を紙上で再現したい。

スライド1

前回の話と今回のお題

国際連合憲章

「戦争」そのものの禁止

原則：武力不行使

例外：国連安保理の強制措置

さらなる例外：自衛権の行使

ロシア：国連憲章2条4項違反の疑い

『前回は国連憲章の話をしました。これは、言ってみれば「戦争そのものを禁止する」ということでしたね。もっとも「戦争」という言葉は使ってません。何を禁止したんだっけ？』

「武力行使」

『そうそう、武力行使の禁止。それで例外として、他国に侵略する国があったとき、安保理が決議すればみんなで寄ってたかってそれを叩く、そこでは武力を行使してもよい。また、侵略された国やその同盟国は、自衛権を行使するというので反撃していい。これらは例外。』

『それで、今回のロシアによるウクライナ侵攻は — ロシア自身は色々口実をつけているけれど — それらの例外に当たるとは考えにくいので、ロシアの行為は、国連憲章2条4項に違反しているのではないか、というのが前回のまとめでした。』

スライド1（続き）

国際人道法

「戦争」中の行為の制限・禁止

~~戦争だから何してもいい~~

『今日は、国際人道法というルールについて話します。これは、戦争中の、個々の行為について、こういうことはしてはならないとか、していいというレベルの話です。』

『皆さんは、戦争になったらもうなんでもあり、勝つためには何をやってもいいと思っていてもいいかもしれませんが、そうではないんです。そうではないということが国際社会のルールになっている。』

『実は、国際人道法って、「政経」の教科書に載っていないどころか、大学でもあまり教

えられていないと思います。日本はこの 70 年、平和主義をとって、そのことはとても貴重なのだけれど、それだけ戦争や軍事に関して学ばなくなっている。日本で一番、国際人道法を学んでいるのは防衛大学校の学生じゃないかな。だって、自衛官が国際人道法に違反したら問題。

『ですから、もしかするとこの授業を終わると、皆さんは日本で一番国際人道法に詳しい高校生になるかもしれません。』

スライド 2

平時と戦時

平時に人を殺したら…

(日本なら)

刑法 199 条違反による刑罰

被害者遺族に損害賠償

戦時に敵兵を殺したら…

刑事罰も民事罰も受けない

場合によっては賞賛される

逆に、殺されても何も相手に求められない

↑

異常なこと！

↑

戦時に限ってのルールが必要

『そもそも戦争のない平時と戦時では色々なルールが全然違います。

例えば、いま僕が〇〇くんを殺したとする。〇〇くんごめんね (生徒笑う)。そうすると私はどうなりますか？』

「捕まって…」 「罰を受ける」

『そうですね。日本であれば刑法 199 条に、人を殺すと懲役 5 年とか 10 年とか無期懲役とか死刑になると書いてある。だから罰せられる。

『もうひとつ私は制裁を受けるんだけど何だと思う。』

「社会的な制裁…」

『あー、それもあるけれど、今は法のレベルで考えてもらって。殺人だとかえって分かりにくい。僕が車を運転していて、〇〇くんをはねてしまったとする。〇〇くんごめんね (笑)。そうしたら？』

「損害賠償」

『そうですね。遺族が私に損害賠償請求をする権利が生じる。』

『じゃ、戦時中だったらどうですか。』

『私が兵士で、相手の兵士を撃ち殺しても、刑罰も科せられないし、お金を払うこともない。それどころか、誉められたり、勲章をもらったりするじゃない。もちろん逆に自分が殺されても文句は言えない。』

『これってとても異常ですよ。』

『だから、戦時にはちょっと別のルールを考えないといけない。』

スライド3

国際人道法とは

国際法のなかのカテゴリーのひとつ

かつての戦時国際法

今は平時の重大な人権侵害（ホロコースト等）も対象に

条約と慣習国際法

条約の例：1949年のジュネーブ諸条約、同追加議定書

ハーグ陸戦規則、ジェノサイド条約、化学兵器禁止条約、

国際刑事裁判所（ICC）規程 等

戦争の方法及び手段 戦争犠牲者の保護

このスライドでは、以下の点にそって国際人道法の概要を話す。

- ・国際人道法というひとつの法があるのではなく、多くの条約などをまとめたものをそう表現すること
- ・かつては戦時国際法と言われたが、その後、平時の大量虐殺なども裁こうということに

なっていること*1

- ・条約だけでなく、長らく国家間で慣習となっているものも規範力を持つルールと考えられていること

「慣習法」という概念については

『東京のエスカレーターでは、みんな左側に立つでしょう。あれって何か明文のルールがあるわけじゃない。でも、右側にたつと白い目で見られたり、後ろから舌打ちされたりすることもあって、みんな守るじゃない。そういうのを「規範力がある」と表現するんです。』と説明する。

- ・国際人道法の一部をなす条約の例（ここは示すだけ。）
- ・国際人道法の内容として、大きく「戦争の方法及び手段の規制」と「戦争犠牲者の保護」のふたつがあること

スライド4

戦争の方法及び手段の規制

(開戦法規、中立法)

害敵手段の規制

攻撃対象

攻撃対象は**軍事目標**のみ

民用物への攻撃は不可

『戦時国際法と呼ばれていた頃には、開戦法規、つまり戦争の始め方についてのルールもありました。戦争は宣戦布告をしてから始めなければいけないとか。それから、中立の保

*1 ここで、ナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺について少し寄り道する。なにしろ高校生はその規模（約600万人のユダヤ人が殺されたという）すら知らないのである。

『ナチス・ドイツによってユダヤ人が600万人殺されたと言われます。600万人って想像できますか？ ナチスは初めからユダヤ人差別を公言していたけれど、「ユダヤ人は皆殺しにしてしまえ」と動き出したのは、だいたい1941年ごろからです。それで1945年5月にはナチス・ドイツは戦争に負けますから、ユダヤ人を殺したのは約4年。ということは1年に150万人、1年を300日と考えて1日5千人。考えてみてください。毎日毎日5千人ずつ人を殺して、それが、今からだったら、皆さん（現在高3）が大学3年生になる頃ぐらいまでずっと続くんですよ。』

ホロコーストについて語りたことは多いが、ここでは旧ユーゴスラビアでの民族浄化とかルワンダでの虐殺についても一瞬、触れたのち本題に戻す。

ち方とかも規定がある。

『ただ、現在は、国連憲章で戦争そのものが禁止されているから、「どうやって戦争を始めるのが正しいか」というルールは意味を持たないでしょう。それに、安保理の強制措置には、基本的にすべての国連加盟国が関わるから、中立という訳にはいかないですね。ですから、このあたりは今使わない。だからカッコづけにしてあります。

『害敵手段の規制。つまり、相手を攻撃する、その仕方に規制がある。』

『まずは攻撃対象で、これは軍事目標のみとされている、軍事目標じゃないものを民用物と呼びますが、それは攻撃しちゃいけない。』

配布したハンドアウトの関連条文を読んでもらう。

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（抜粋）

第48条 紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。

スライド5

【クイズ】武力紛争で攻撃対象とすることを禁止・制限されているのは？

次の1～4のうち、国際人道法で攻撃対象とすることを禁止・制限されている施設等はどれか、すべてあげなさい。

- 1 文化財
- 2 医療施設・医療要員
- 3 危険内蔵施設（ダム、堤防及び原子力発電所）
- 4 自然環境

答 : 全部

ここでは、クイズの形で^{*1}、攻撃を禁止されている施設等と、その標識について説明する。1～4の順に

『これを攻撃してもいいと思う人？』

と尋ねていくと、常識的に考えても「これはダメでしょう」と思うのだろう、手が挙が

*1 スライド最終行の「答」は最初には出ていない（以下同様）。

らない(クイズとしては捻りがなさすぎた)。

「自然環境」については、その範囲があまりに広く漠然としているので、生徒も迷うようだ。そこで、ベトナム戦争での枯葉剤の散布の話をする。そうしたら、『授業ノート』に、「ベトちゃんドクちゃんのことを思い出した」と書いてきた生徒がいた。ずいぶん昔の話なので、ちょっと驚く。

『こういうルールを知ると、「あれ？ ロシアがやっていることはこのルールに違反するんじゃない?」と思うことがあるでしょう。そういうことを考えながら聞いてください。』

スライド6

武力紛争で攻撃対象とすることを禁止・制限されている施設等

[青と白の盾の図]

文化財

[オレンジ色の円を3つ並べた図]

危険内蔵施設

『攻撃対象にしてはいけないと決められていても、どこにそれがあるか分からなかったら避けられないですね。ですから、今見た施設などについては、自然環境は別として、標識も決まっています。

『医療施設・医療要員については知ってますよね？ 病院とかを示すマークは?』

「赤十字」

『その通りです。』

と、赤十字の旗を見せる。

スライド6 (続き)

[赤十字の図]

医療施設・医療要員

↑

使用法が

「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律」や

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に

定められている。

『赤十字は、「ここには病院があるから、負傷者がいるから、攻撃しないように」と示すものですから、いい加減に使うことはできません。例えば赤十字に隠れていて突然相手を攻撃するとかは禁止です。』

スライド7

【クイズ】赤十字と同じ意味をもつ標章は？

下の6つのうち、赤十字と同じ意味を持つものはどれか、3つあげなさい。

[赤新月の図]

[赤獅子と太陽の図]

[赤いダヴィデの星の図]

[赤いクリスタルの図]

[赤い熊の図] (私が適当に作った)

[赤いハートの図] (私が適当に作った)

このスライドは、授業半ばの「休憩」用につくった寄り道クイズ。ただ、生徒は思った以上に、このクイズに関心を持った。

図柄を説明していく。

『これは月ですねえ。これはライオン。ライオンが剣を持っている。そして後ろにあるのは太陽です。』

『この星はなんのシンボル？』

「ユダヤの星」

『その通り。ダヴィデの星と言ったりする。ユダヤ教やユダヤ人のシンボル。イスラエルの国旗の真ん中にこのマークがあります。』

『これは水晶をかたどったと言われます。赤いクリスタル。これは熊。これはハート。』

『それで、国際的に赤十字と同じ役割を果たせるものがこのなかに3つあるんですけど、どれとどれとどれだと思えますか。』

『心の中で、答を決めたかな？』

スライド7 (続き)

- 赤新月
- 赤獅子太陽
- 赤クリスタル

少し時間をとってから種明かしをする。

『(赤新月を示して) これは赤十字と同じ扱いを受けます。赤新月と言います。このマークを使うのはどういう国？』

「イスラム教の国」

『そうなんです。赤十字について、赤十字社はキリスト教とは関係ない、スイスの国旗を

反転させたものだと説明していますが、どうしてもキリスト教をイメージしてしまう。だからイスラームの国は使いたくない。イスラームのシンボルは月だと言われますから、それを使うわけです。

『(赤獅子太陽を示して) これも条約で認められている。ただ、ちょっとひっかけがあって、今このマークを使っている国はありません。1979年までのイランで使っていました。イランの国旗の真ん中にこれと同じ印があったんです。イランでは1979年に革命が起きたので、その後は赤新月を使っていると思います。それでもこれを使ってよいというルールは生きている。

『(赤いダヴィデの星を示して) これ、イスラエルはずっと使いたがっているんですけど、国際的にはまだ認められていません。

『(赤クリスタルを示して) これが3つ目で、比較的最近、赤十字と同じ機能をもつことになりました。レッド・クリスタルとか赤水晶とか言うようです。』

スライド8 (スライド4に加えて)

戦争の方法及び手段の規制

戦闘方法・手段

ハンドアウト参照

特定兵器の禁止

『話を戻します。戦闘方法・手段について、どう定められているか、見ましょう。

ジュネーブ諸条約追加第1議定書 (先のもの)

第35条

- 1 いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。
- 2 過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは、禁止する。
- 3 自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いることは、禁止する。

『1は、戦闘であっても、どんなことをしてもいいということではないと言っている。

2は、戦争では、相手が自分に従えばいいわけだから、そうさせるための最小限のことだけしると、それ以上に苦しめたり、痛みを与えたりするのはダメだと言っている。

3は、先ほど話した自然環境を攻撃しちゃダメだと。

ただ、ちょっと抽象的ですね。より具体的に「この兵器は使ってはならない」というも

のを見てみましょう。』

スライド9

【クイズ】使ってはいけない兵器は？

次の1～5のうち使用が禁止されている兵器はどれか、すべてあげなさい。

- 1 ダムダム弾
- 2 サリン・ガス
- 3 ペスト菌
- 4 劣化ウラン弾
- 5 対人地雷

答え：4以外

『ダムダム弾知っている人いる？』

と尋ねると、驚いたことにクラスで1～2名手を挙げる。

「弾丸の中の金属が、ぶつかるとそれが広がって…」

『その通り。普通の弾丸は固い金属に覆われているけれど、ダムダム弾は、先端に穴が開いていたりして、中に鉛が入っている。それが人体に当たると鉛は柔らかいから飛び出して花びらのように広がる。そうすると傷も広がるし、貫通しないで体内に留まるから、より苦痛が増すんです*1。』

それに比べると劣化ウラン弾は名前を聞く程度のようなものだ。

『劣化ウラン弾というのは、ウランを含む鉱石を製錬したあとに残る、いわばカスのようなものを弾丸にしたもので、比重が高く重いんです。物理で学んだでしょう、運動エネルギーは質量に比例するから、劣化ウラン弾は強力。だから戦車の装甲を貫通したりする。』

*1 余談ながら、夏目漱石「吾輩は猫である」には、以下のように野球のボールをダムダム弾にたとえた叙述がある。

「落雲館に群がる敵軍は近日に至って一種のダムダム弾を発明して、十分の休暇、もしくは放課後に至って熾に北側の空地に向って砲火を浴びせかける。このダムダム弾は通称をボールと称えて、播粉木の大きな奴をもって任意これを敵中に発射する仕掛である。」

ダムダム弾は1899年に国際的に使用禁止の宣言がなされた。日本では翌1900年に勅令でこの宣言を批准・公布しているという。『吾輩は猫である』は1905～1906年に『ホトトギス』に連載されたから、この時期の日本社会でもダムダム弾が話題に上ることがあったのだろう。

劣化ウラン弾は命中したときに細かい粉末になったりして、それを吸うと内部被曝するんじゃないかと言われている。

『どれもひどい兵器ですけど、実はこの中に、国際人道法で禁止されていない兵器が1つだけあります。』

間をおいて

『劣化ウラン弾です。劣化ウラン弾は、それを禁止しようという声も強いけれど、兵器として使い勝手がいいので、禁止に反対する国もあって、まだ禁止されていません。』

スライド 10

戦争犠牲者の保護

傷病者

難船者

死者・行方不明者

捕虜

『次に、戦争犠牲者の保護の話をしていきます。』

『戦時国際法で、最初に「保護しなくては」という話になったのは、戦場で傷ついたり病気になったりした兵士です。』

『赤十字をつくったアンリ＝デュナンはもともと実業家ですけど、イタリア統一戦争だったかの戦場を通過した時に、戦闘でケガをした兵士や死んだ兵士が野ざらしになっていたのに衝撃を受けて、敵味方の別なく兵士を看護する活動を初めて、それが赤十字につながったといいます。』

『難船者は、海戦で沈没した船に乗っていた人とかですね。これも保護される。』

『戦死者についても、たとえ敵兵であってもきちんと埋葬しなければならないとか、誰がどこに埋葬されたか分かるように記録しておかなければならないとか、その記録を相手国に届くようにしなければならないとか、国際人道法で定められているんですよ。』

スライド 11

【クイズ】 捕虜の取扱いは？

- 1 人種、国籍、宗教的信条、政治的意見により差別されず、均等な待遇を与えられる。
- 2 捕虜とされた後、戦闘地域から十分に離れた危険の圏外にある地域の収容所に後送される。

- 3 同一地域にいる抑留国の軍隊と同様に良好な宿営地に抑留される。
- 4 女子の捕虜には男子と分離した寝室が確保される。
- 5 良好な健康状態を維持し、体重減少や栄養不良を防止するのに十分な食糧が提供される。
- 6 身体の運動をする機会と、戸外にいる機会が与えられる。
- 7 身体の切断など人体実験の実験台にされない。
- 8 必要な治療を受けることができ、その費用は、抑留国が負担する。
- 9 手紙・葉書を送付し、受領することが許される。
- 10 宗教的儀式を行う適当な場所が提供される。

答え：全部

『そして捕虜。敵国に捕まった兵士ですね。』

『捕虜は犯罪者じゃないので、捕まえても、敵だからといって虐待したり、非人間的に扱ってはいけないんです。』

このスライドに書かれていることは、すべて捕虜に認められている権利です。』

突然の話題転換。

『オーケストラ部の人いる？ あるいはクラシック音楽が好きな人？』

その人に聞く。

『日本で一番演奏回数の多い交響曲って何だと思う？ 年末になるとしょっちゅう演奏しているじゃない。』

「第9ですか？」

『そうそう、ベートーベンの交響曲第9番。』

「ジャジャジャジャーン」

という声が聞こえたので

『おいおい違う！ それは第5番の「運命」。第9は、第4楽章に合唱がある。』

フロイデ シェーネル ゲッテルフンケン

トフテル アウス エリイヅィウム

ヴィル ベートレーテン フォイエルトゥリンケン

ヒンムリーシェ ダイン ハイリヒトゥム！』

ワンフレーズだけ歌う。

『私は一度歌ったことがあります。』

『その第九ですけれど、日本でこの曲を初演したのはどういう人だったか知ってる？』

あるクラスではクイズ研究会の生徒がスラスラと答えた*1。

「徳島県の捕虜収容所で捕虜が演奏した。」

『よく知っているねえ。時は 1918 年。第一次世界大戦で日本と対戦していたドイツ。そのドイツの兵士が捕虜になって、徳島県の捕虜収容所に入れられていた。捕虜たちも時間をもてあましていたのかもしれませんが。それで彼らが日本初の第9を演奏したんです。この頃の日本は、軍隊に国際人道法をきちんと守らせていたんですね。』

スライド 12 (スライド 10 に加えて)

捕虜
← 文民 (民間人・市民) の死亡者の割合
第 1 次世界大戦 5 %
第 2 次世界大戦 50 %
朝鮮戦争 85 %
ベトナム戦争 95 %
文民 (民間人) ⇔ 戦闘員
戦闘に参加できる
攻撃対象とされる
捕虜になる資格をもつ
女性と子どもは特別な保護

『ここまでは、もっぱら兵士の話ですよ。

ところが、これを見てください。

戦争で死ぬ人の中の、兵士以外の人の割合がどんどん高くなってきたんです。

第 1 次世界大戦では死者のほとんどが兵士だった。ところが第 2 次世界大戦では半々に

*1 別のクラスで「中学校? の教科書? に載っていました」と言った生徒がいた。調べたところ、帝国書院『社会科 中学生の歴史〈日本の歩みと世界の動き〉』に「祖国の音楽を紹介したドイツ兵」というタイトルのコラムがあった。また、自由社『新版 中学社会 新しい歴史教科書』の「第一次世界大戦と日本の参戦」では、第9初演の話はないものの「捕虜となったドイツ兵」の写真とともに「捕虜のドイツ兵と収容所付近の日本人住民が交流している。捕虜の人道的扱いは後世まで評価された。(鳴門市ドイツ館蔵)」というキャプションがある。

なって、ベトナム戦争では逆にほとんどの死者は兵士ではなかったと言います。

『そこで、兵士とそうでない人をはっきり分け、兵士以外の犠牲者をなくそうということになる。

兵士のことを戦闘員と言います。そうでない人、ニュースなどでは民間人と言ったり市民と言ったりするけれど、国際法上は文民と表現します。戦闘員は戦闘に参加できるし、逆に攻撃対象になる。捕虜になるのも戦闘員だけ。それ以外の人はずべて文民。文民は攻撃してはならない。

『なかでも、女性と子どもは特に大事にしなければならないということも規定されています。』

この説明を受けて『授業ノート』に、「報道で、『民間人の死者〇名、うち子ども〇名』というようにわざわざ言っているのは、それに関係するのでしょうか」と書いてきた生徒がいた。

スライド 13

文民と戦闘員の識別

戦闘員

文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを促進するため、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行っている間、自己と文民たる住民とを区別する義務を負う。

『戦闘員は、自分が戦闘員であることが分かるようにしておかなければならないんです。』

突然、迷彩服の上着を着て、パトロールキャップをかぶる。生徒はあきれている。

『こういう格好をしていれば、間違えることはないでしょう。ただ、国際法上は、ここに（と肩や胸を示し）、所属を示す徽章 — ワッペンですね — を付けなければなりません。

『市民が武装蜂起するような場合はどうか。普通の服を着ていても、こうやって』

とおもちゃの銃を出し

『公然と兵器を持っていれば、戦闘員ということになるでしょう。これ、10歳以上使用可のおもちゃですけど、たとえフェイクの武器でも持っていたら戦闘員と見なされてしまうでしょう。』

スライド 14

国際人道法に違反すると

- ・個人の責任を問われる
- ・国内の司法機関（裁判所や軍法会議）

または国際法廷（国際刑事裁判所など）で裁かれる
「上司の命令に従っただけ」「部下が勝手にやった」は言い訳にならない

「じゃあ、国際人道法に違反したらどうなるの」というのは当然に出る疑問で、それゆえ戦争犯罪を裁くための手続（とその限界）の話も重要なのだが、今回は残念ながら時間切れで、ポイントだけ示すことになった。

スライド 15

日本の法整備

自衛隊法（抜粋）

第 88 条 第 76 条第 1 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（抜粋）

第 1 条 この法律は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的とする。

このスライドも

『ここにあるように、日本でも自衛官が国際人道法を守るようにと命じているし、もし万一、国際人道法に違反したときに罰するための法も制定されているんです。』
とだけ言って通過する。

スライド 16（タイトル）・17

ロシアによるウクライナ侵攻と国際人道法

OSCE 報告書（4月13日公表）

- ・ OSCE = ヨーロッパ安全保障協力機構 欧米諸国・ロシアが加盟
- ・ マリウポリの病院への攻撃（3月9日）
ロシア軍によるもの 意図的、有効な警告や退避の期限なし
→ 明確な国際人道法違反である → 戦争犯罪にあたる
- ・ マリウポリの劇場の破壊（3月16日）

ウクライナ側が破壊したとするロシア側の主張は裏付けなし

国際人道法違反の可能性が高い

- ・ウクライナ側にも捕虜の処遇などの違反行為はあったが*1、ロシア側の違反は、性質と規模ではるかに大きい
- ・ロシア軍が国際人道法を重視していれば市民の犠牲はかなり減っていたはず

最後は説明してきた国際人道法と今回のロシアによるウクライナ侵攻をつなげる。

とは言え、まだ紛争途中で、戦場で何が起きているか分からないことばかりである。

報道によれば、ロシア軍が国際人道法に違反する行為を数多く行っていることは間違いないようではある。だが確証がない。

「先生、それってウクライナ側のデマじゃないんですか？」

と尋ねられたときにどう答えるかも考えておかなければならない。

迷っていたら、授業直前に OSCE の報告書が出たという報道があったので、これに飛びついて、「OSCE の報告書によれば」という形でまとめた。それから、国際刑事裁判所の検察官がウクライナ入りしたことも付け加えた。

スライド 18 (スライド 1 に加えて)

前回の話と今回のお題

国際連合憲章

「戦争」そのものの禁止

原則：武力不行使

例外：国連安保理の強制措置

さらなる例外：自衛権の行使

ロシア：国連憲章 2 条 4 項違反の疑い

国際人道法

「戦争」中の行為の制限・禁止

ロシア：国際人道法を軽視しており、その違反の性質と規模は大きいようだ

最後のスライドでも、OSCE 報告の結論を借りた。

『ロシアは、国家として国連憲章 2 条 4 項に違反している疑いが強いし、個々の行為としても、国際人道法に違反している事例が多いようです。』

*1 OSCE 報告書の内容を報じるとき、この部分を報じているマスメディアと報じていないマスメディアがあった。その話も、メディア＝リテラシーの話として触れた。

これらは、この紛争が終結した後に、国際社会で裁かれていくことになるでしょう。』

4 授業後

この授業（2コマ目）が終わったあとの「授業ノート」に次のような感想が寄せられた。

「途中で文民と戦闘員の区別という話がありましたが、なくなっていく命は1つもないはずなのに、まるで『戦闘員なら死んでもいい』という考えがあたり前であるようなニュアンスを感じて辛くなりました。」

たしかに国際人道法は戦争があることを前提として作られている。だから、はっきり言えば「戦争中は、戦闘員同士は殺し合って構わない」ということになるのだが、上の生徒の指摘の通り、戦闘員の死もまた非人道的なのは確かである。こういう生徒の思いは大事にしたい。

この感想を教科通信に載せて、読みあげたうえで『戦争がないのが一番よい、それはその通りです。けれど、それがかなわない間、せめて戦争の犠牲者を少なくしようと国際人道法があるのです。』

と再度話した。

【参考文献】

1 国際人道法に関して

井上忠男『戦争のルール』宝島社(2004)

鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック 第3版』内外出版(2020)

鈴木和之『国際人道法 入門編』内外出版株式会社(2021)

東澤靖『国際人道法講義』東信堂(2021)

2 ウクライナとロシアについて

黒川祐次『物語 ウクライナの歴史』中央公論新社(2002)

小泉悠『「帝国」ロシアの地政学 「勢力圏」で読むユーラシア戦略』PHP 研究所(2019)

小泉悠『現代ロシアの軍事戦略』筑摩書房(2021)

服部倫卓／原田義也編『ウクライナを知るための65章』明石書店(2018)

清義明「ウクライナには『ネオナチ』という象がいる～プーチンの『非ナチ化』プロパガンダのなかの実像」

「論座」(旧 WEBRONZA) ウェブサイト

<https://webronza.asahi.com/national/articles/2022032200001.html> 2022/4/10 最終閲覧

<https://webronza.asahi.com/national/articles/2022032200002.html> 2022/4/10 最終閲覧

<https://webronza.asahi.com/national/articles/2022032200003.html> 2022/4/10 最終閲覧

【参考にできなかったけれど後で読んだ文献】

廣瀬陽子『ハイブリッド戦争 ロシアの新しい国家戦略』講談社(2021)

『世界 臨時増刊 ウクライナ侵略戦争—世界秩序の危機』岩波書店(2022)

※「最初にこれを読んでおけば良かったな」とも思ったが、逆に「そうだったのか。ウソを教えてしまった」と思う箇所は幸いにしてなかった。ただ、以下の点についてはもう少し詳しく／きちんと触れても良かったのかなと思う。

- ・「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の「独立」と領土保全原則
- ・ロシア（プーチン）の「大祖国戦争」史観
- ・2014年のユーロマイダン革命時の右派民族主義者による暴力
- ・アメリカなど西側諸国が行ってきた戦争や戦争犯罪

ウラジーミル＝プーチン「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性」

facebook の The Embassy of the Russian Federation in Japan のページ

<https://www.facebook.com/317708145042383/posts/2654867514659756/> 2022/5/2 最終閲覧

※ 2021年7月に発表された論文

廣瀬陽子「ロシアによるクリミア編入」

『法学教室 2014年7月号 No.406』有斐閣 pp.44-54

ミハイル＝シーシキン「ウクライナとロシアの未来」

『すばる 2014年6月号』集英社 pp.148-152

ミハイル＝シーシキン「僕達の勝敗—2015年（『新潮』2015年8月号初出）」

「文化はあらゆる壁を越えて続く—2022年」

「note コロナ時代の想像力」ウェブサイト

<https://note.com/iwanaminote/n/n7a78210a96cd> 2022/6/9 最終閲覧

※このウェブページには上の「ウクライナとロシアの未来」も置かれている。

田素弘『紛争でしたら八田まで 2・3』講談社

※生徒から教わった。イギリスに本社を置く地政学リスクコンサルタント会社の依頼を受けて働く八田百合が、世界を駆け巡ってさまざまなトラブルを解決するマンガ。単行本第2巻から第3巻にかけて「ウクライナ愛と暴力と資金提供」編がある。